

令和4年度 豊田市立竹村小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

こうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。さらに福祉体験活動など、心を耕す活動を学年単位で行っていく。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」を設置し、また、「子どもを語る会」を毎職員会後に実施するなどしていじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ対策委員会」は、校長、教頭（教育相談コーディネーター）、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。※「子どもを語る会」は、全教員で行う会とする。

（1）「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を速やかに組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、速やかに対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解決したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

（2）「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

ア 全職員で行う「子どもを語る会」は、職員会後に毎回開催する。また、対応が遅れないため、必要に応じて随時開催する。

イ 「いじめ対策委員会」をいじめの迅速な対応のため、必要に応じて随時開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を積極的に取り入れ、命の大切さや相手を思いやる心を育てる。
- エ 情報モラル教育に加え、デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、社会の一員として責任をもち、正しく活用できるように指導・支援をする。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を年2回実施したり、心の相談員との相談用紙（Anone カード）を配布・設置したりして、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を速やかに開催し、組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パレクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への指導や支援を行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして迅速に対応する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとする、いじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。（PDCA：PLAN→DO→CHECK→ACTION）

6 その他

- (1) 校外研修の「いじめに関する研修」を、伝達講習として校内研修（OJT研修等）として定期的に行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 家庭・地域との連携する活動を推進するとともに、意見を交流する機会を設定し、地域の方にもいじめの早期発見に協力して頂く体制を整える。

<参考資料 取組の年間計画例>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○子どもを語る会① 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） 	<ul style="list-style-type: none"> ○心の相談員・SCによる相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○通学団会 ○身体計測 	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームページ等で「学校いじめ基本方針」について周知 ○読み聞かせ① ○個別懇談会
5月	D	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会② 	<ul style="list-style-type: none"> ○「なかよし活動①新入生を迎える会」（異年齢集団活動） 		<ul style="list-style-type: none"> ○読み聞かせ② ○セーフティ一斉活動① ○授業参観① ○教育協議会①
6月	C ↓ A	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○「なかよし活動②」（異年齢集団活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「心のアンケート（いじめアンケート）」 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業公開日① ○読み聞かせ③
7月	A ↓ P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会④ 	<ul style="list-style-type: none"> ○「なかよし活動③」（異年齢集団活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○読み聞かせ④ ○セーフティ一斉活動② ○個別懇談会 ○保護者へのアンケート（セーフティ一斉活動）
8月	P	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会⑤ 			
9月	D	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会⑥ 		<ul style="list-style-type: none"> ○身体計測 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○セーフティ一斉活動③ ○読み聞かせ⑤
10月	C	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会⑦ 			<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健委員会 ○運動会 ○読み聞かせ⑥
11月	A	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会⑧ 			<ul style="list-style-type: none"> ○セーフティ一斉活動④ ○読み聞かせ⑦ ○授業参観② ○保護者への学校評価アンケート
12月	C ↓ A	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会⑨ 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間 ○赤い羽根募金活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○読み聞かせ⑧ ○個別懇談会
1月	P へ	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会⑩ 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健指導（命の大切さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体計測 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観③ ○読み聞かせ⑧
2月	P へ	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会⑪ 	<ul style="list-style-type: none"> ○感謝の会 ○「なかよし活動④卒業を祝う会」（異年齢集団活動） 		<ul style="list-style-type: none"> ○セーフティ一斉活動⑤ ○読み聞かせ⑨ ○教育協議会②
3月	P へ	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会⑫ ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> □文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	P へ	<ul style="list-style-type: none"> ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○連絡帳 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○地域学校共働本部の教育協議会(年2回)

*いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。